

(別紙1)

簡易型総合評価落札方式における施工計画評価に関する留意事項について

施工計画型では、**技術的な工夫の余地の小さい工事**において、工事の条件や現場条件等を踏まえて、目標を達成するための**施工上の配慮**を評価します。施工計画を作成する場合は以下のポイントを参考にしてください。

1. 記載している内容（事項）を評価します。

施工計画の評価については、文章の書き方やまとめ方などの文章力・表現力を考慮しているのではなく、記載している内容（事項）を判断して評価します。

2. 契約図書、各種法令で当然行わなければならないことでも、目標を達成するための具体的な方法について適切に記載されていれば評価します。

(評価しない例)

『工事期間中は、安全巡視を行います。』

理由：共通仕様書に『請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。』とあり、受注者が当然行うべき事項であるため

(評価する例)

『児童の安全確保のため、通学時間帯の午前7：00～8：30については、資材の搬入は行いません。』

理由：工事中の安全確保に関する具体的な方法を記載しているため

3. 一般的であることが明らかな内容は、評価しません。

他の応札者が当たり前の内容と考えて記載していない場合があるため、目標を達成するための提案として適切な内容であっても、明らかに一般的なものは評価しません。

(評価しない例)

『工事を円滑に進めるため、着手前に隣接民家に対し工事内容の説明を行います。』

理由：一般的に実施している内容であるため

4. 曖昧な表現は評価しません。

「原則として・・・」「・・・するように努める。」「必要に応じ・・・する。」「出来る限り・・・する。」などの表現は、記載内容について履行するのかもしれないのか不明確ですので評価しません。

(評価しない例)

『解体工事にあたっては、振動の発生を抑制するため、可能な限り低振動型建設機械を選定する。』

5. 履行の確実性・実効性に疑義がある内容は評価しません。

他の施設管理者等と新たな協議を必要とする内容や、現地の気象、地形、地質等の諸条件が考慮されていない内容など、履行の確実性・実効性が担保されないものは評価しません。

(評価しない例)

○事例 1

『土砂の運搬経路は幅員が狭いため、沿線上の農地を3か所借地して待避所として利用し、一般車両の交通に配慮する。』

理由：地権者との協議次第では農地が借地できない場合があり、履行の確実性に疑義がある。

○事例 2

『学校敷地内の工事であり、授業への悪影響を避けるため、騒音の出る作業は土日のみとします。』

理由：適切に設定した工期に対し、騒音作業を土日のみとした場合、工期内に完成しないおそれがあり、実効性に疑問がある。

6. 実施することで品質の低下が懸念される内容は評価しません。

(評価しない例)

『均質なコンクリートを得るため、練混ぜ時間は、試験によって定めた練混ぜ時間の2倍以上とする。』

理由：過度な練混ぜはワーカビリティ悪化など品質低下の原因となるため

7. 設計図書や、法律、規則等を逸脱した記載が確認された場合は、入札を無効とします。

評価に値する内容が数多くあっても、設計図書や、法律、規則等を逸脱した記載が1項目でもあれば、適正な施工計画とは認められません。この場合は入札参加資格がないものとして、その者が行った入札は「無効」とします。

(無効とする例)

○事例1

『この作業は特定建設作業に該当し、また、施工場所が指定区域内である。このため近隣住民の負担を軽減するため、連続して10日間の集中作業を行い、施工期間を短縮します。』

理由：騒音規制法及び振動規制法では、作業期間は同一の場所において連続6日間以内で、かつ、日曜日その他休日の作業は禁止されています。そのため、連続10日間の作業を行うことは法律に抵触します。

○事例2

『運搬時のひびわれの防止するため、桁の工場製作を現場製作桁に変更します。』

理由：発注者は、桁の工場製作を設計図書で指定しています。したがって、提案は設計図書の内容を逸脱しています。

8. 過大な提案（オーバースペック）と判断される内容は評価しません。

施工計画は多大な費用を要する内容を求めるものではありません。工事費を圧迫し、工事品質を低下させる可能性が高い過大な提案（オーバースペック）は評価しません。

施工計画型及び標準型における過大な提案（オーバースペック）の主な事例は次のとおりです。

①条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案

具体的事例：地質条件によって設計変更の対象となるトンネル掘削パターンや補助工法に関する提案

②管理基準の厳格化に係る提案

※厳格化：出来形管理、品質管理における管理頻度・管理箇所の増加、試験項目の追加、規格値の厳格化など

具体的事例：コンクリートの品質管理基準に対し自社基準を設ける提案
騒音振動等の観測機器、観測箇所を追加する提案

③過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案

具体的事例：専任の観測員の配置、交通誘導員を増員する提案

過剰設備（多大な費用を要する濁水処理設備等）を増設する提案

施工区間一連にわたり防音壁を設置する提案

④過剰な材料・配合・工法に関する提案

具体的事例：施工区間一連にわたりコンクリート強度を変更する提案

トンネル全線にわたり繊維補強コンクリートを採用する提案

必要以上に塗料を増塗りする提案

このほか、（別添）「総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集」を参考にしてください。

なお、過大な提案（オーバースペック）は評価の対象としない旨、入札公告に明記します。

〔記載例〕ただし、次の提案は評価の対象としない。

- ・条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案
- ・管理基準の厳格化に係る提案
- ・過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案
- ・過剰な材料・配合・工法に関する提案

9. 総合評価の評価区分「企業の施工能力」の評価項目「生産性向上の取組（ICTの活用）」として評価した内容は、施工計画としては重複評価しません。

「企業の施工能力」の「生産性向上の取組（ICTの活用）」の項目を優先して評価し、同様の内容は施工計画としては評価しません。

10. 施工計画の作成について

記載内容が確実に履行されるために、入札参加者自らが作成（当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者の責任において施工計画が作成されていることを意味する。）することを義務付けています。

11. 施工計画に関するヒアリングの実施について

入札参加者から提出された施工計画の内容について確認が必要な場合は、当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者に対してヒアリングを行います。

1 2. 施工計画の作成状況の確認について

施工計画を自らが作成していないことが認められる場合又は11のヒアリングを拒否した場合は、当該入札参加者の施工計画は評価対象としません。

1 3. 施工計画の履行状況の確認について

記載内容（監督員との協議により履行しないこととした項目は除く。以下同じ）は、施工後はもちろんのこと、施工中にも同等以上の施工を行っているかどうかを確認します。記載内容の履行が確認できなかった場合は、工事成績評定点を減点します。そのため、記載内容は担保されることを念頭に作成してください。

なお、工事成績評定点の減点方法は以下に記載されていますので確認してください。

○「愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領」

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>

○「工事成績評定要領細則」

<https://www.pref.ehime.jp/page/8142.html>